

第2章 経 済 局

第1節 農林漁業金融

1 組合金融の動き

平成8年度の我が国の景気は、緩やかな回復歩調をたどった。

7年度に発動された強力な金融・財政政策が8年度に入った後も景気を下支えする中で、公共投資の増加、好調な住宅投資による最終需要の増加に伴う生産活動の高まりが景気回復を支えた。特に、8年度後半にかけては、公共投資が減少に転じたにもかかわらず、円安の企業収益等に対するプラス効果も加わって、民間需要の回復力は底固さを増した。

金融政策面では、公定歩合については、年利0.5%に据え置くなど、前年からの緩和基調が維持された。

この背景には、景気回復テンポが依然緩やかである中で、引き続き持続的な成長のための基盤を確かなものとする必要があるとの政策判断があった。

為替相場の動きを見ると、8年度を通じて、総じて円安基調が続いた。一時的に円高に振れる局面も見られたが、8年度前半における我が国の対外収支黒字の急速な縮小や、米国における景気拡大の持続を基本的な背景に円安が進行し、8年度末時点では124円／ドル程度となった。

株価は、8年夏までは振れを伴いつつ上昇基調を持続したものの、夏以降は下落した。こうした動きの背景としては、財政要因等による景気の先行きの不透明感に加え、リスク・プレミアムが拡大し、国債や高格付けの社債等のリスクの低い債券に対する選好が強まったことが挙げられる。

地価の動きについて見ると、商業地は、全体としては引き続き軟化する中で、需給改善の兆しが見える開発用適地と、引き続き下落している不整形・小規模の土地との二極化が目立ってきた。一方、住宅地については、徐々に下げ止まり傾向を強めた。

金融システム面では、住専問題の処理が進捗したほか、預金保険機構の機能拡大や整理回収銀行の整備等の破綻処理の新たな枠組みづくりが進められるなど、

金融機関の不良債権問題への対応が着実に進められた。

銀行の貸出金償却等（直接償却、債権償却特別勘定への繰入、共同債権買取機構への債権売却損等）は、7年度に次ぐ高水準となった。この結果、都銀、長信銀及び信託銀の公表不良債権残高がさらに減少したほか、引当率（狭義の貸倒引当金残高、債権償却特別勘定残高及び特定海外債権引当勘定残高の合計の公表不良債権残高に対する比率）も着実に上昇し、会計上の不良債権処理は一段と進捗した。

組合金融と関わりの深い農家経済について見ると、農業所得は、農業粗収益がわずかに増加した一方で、飼料、農機具等の支出増加により農業経営費が増加したことから、前年度に比べ3.8%減少した。また、農外所得は農外収入の約7割を占める給料・俸給収入が増加したものの、地代、利子等の収入が金利の低下等から大幅に減少したことにより、前年度に比べ0.2%の増加にとどまった。その結果、農業所得及び農外所得に年金・被贈等の収入を加えた農家総所得は、前年度に比べ0.2%増加した。

以上のような一般経済及び農家経済の下で、8年度の農協金融は次のような動きをした。

(1) 農 協 の 動 き

ア 貯金

8年度末の貯金残高は67兆6,963億円となり、7年度末に比べ1,238億円、0.2%増加した。

イ 借入金

8年度末の借入金残高は4,384億円（このほか農林漁業金融公庫から転貸用借入金5,504億円）となり、前年度末残高（4,879億円）より495億円、10.1%減少した。

ウ 貸出金

8年度末の貸出金残高は20兆円（このほか農林漁業金融公庫受託貸付金残高5,900億円、金融機関貸出33億円）となり、前年度に比べ9,582億円、5.0%増加し、貯貸率は28.2%から29.5%へと増加した。

貸出金残高を短期、長期別にみると、年度間増加率は、短期貸出が0.6%減（前年度1.8%減）、長期貸出は5.9%増（前年度6.0%増）となり、長期貸出比率は82.5%（前年度81.6%）となった。

エ 余裕金

農協の余裕金（現金を除く。）は、主として信農連への預け金および有価証券で運用されており、その8年度末残高は49兆2,813億円で、前年度末残高（50兆3,277億円）より1兆464億円、2.1%減少した。

その運用内訳をみると、預け金44兆8,587億円で余裕金の91.0%を占め、前年度に比べ1兆425億円、2.3%減であった。このうち系統への預け金は44兆256億円で、余裕金全体の89.3%を占めており、前年度（89.5%）よりわずかに減少した。

また、8年度末における有価証券保有残高は4兆

2,772億円と前年度に比べ122億円（0.3%）増となり、余裕金全体に占める割合は8.5%から8.7%へと増加した。

(2) 信農連の動き

ア 貯金

8年度末の貯金残高は47兆2,553億円となり、前年度末より1兆1,381億円、2.4%減少した。

イ 借入金

8年度末の借入金残高は662億円となり、前年度末残高（1,174億円）より512億円減少した。

ウ 貸出金

表1 農協信用事業主要勘定

(単位：億円、%)

	貯金(A)	借入金 〔農林公庫 転貸資金 を除く〕	貸出金(B) 〔農林公庫 資金、金 融機関貸 出を除く〕	預け金	うち系統 預け金	有価証券	貯貸率 (B)/(A)
7年3月末	676,562	4,597	181,694	471,620	461,861	40,130	26.9
6	681,466	4,486	183,036	475,587	466,898	36,802	26.9
9	678,434	4,591	185,482	472,584	463,576	39,500	27.3
12	694,278	3,077	187,526	480,734	470,660	40,647	27.0
8年3月末	675,725	4,879	190,418	459,012	450,612	42,650	28.2
6	677,181	4,522	191,281	453,832	446,480	45,292	28.2
9	671,215	5,028	194,568	451,306	443,262	43,359	29.0
12	692,660	3,172	196,274	464,463	454,845	42,265	28.3
9年3月末	676,963	4,384	200,000	448,587	440,256	42,772	29.5

表2 信農連主要勘定

(単位：億円、%)

	貯金(A)	借入金	貸出金(B) 〔金融機関貸 出を除く〕	うち金融 機関貸出	預け金	うち系統 預け金	有価証券	貯貸率 (B)/(A)
7年3月末	496,692	772	57,945	38,581	295,774	287,325	114,852	11.7
6	502,000	796	55,987	37,249	319,544	312,810	101,597	11.2
9	497,943	796	57,435	37,165	311,272	303,664	105,109	11.5
12	503,521	1,102	55,323	36,924	324,963	316,109	98,512	11.0
8年3月末	483,934	1,174	55,857	37,836	287,962	280,842	112,920	11.5
6	479,887	1,097	54,489	36,899	293,930	284,876	105,198	11.4
9	477,002	1,098	56,253	36,532	288,601	278,438	106,389	11.8
12	488,843	966	54,057	13,019	325,032	311,995	108,386	11.1
9年3月末	472,553	662	56,135	5,137	304,862	295,471	118,788	11.9

表3 農林中央金庫主要勘定

(単位：億円)

	預金	発行債券	所属団体 貸出	非所属団体 貸出	有価証券
7年3月末	300,624	91,841	12,010	175,497	134,733
6	322,564	91,983	9,012	196,277	169,249
9	332,433	92,338	10,665	175,842	165,772
12	321,504	92,517	18,304	156,071	152,580
8年3月末	320,425	91,987	11,452	196,115	160,738
6	308,823	91,884	9,704	182,415	146,236
9	300,596	94,110	12,616	184,991	131,446
12	297,365	92,403	16,171	212,678	123,441
9年3月末	309,091	88,932	11,054	211,255	135,509

資料：農林中央金庫残高試算表

(注)非所属団体貸出には、買入手形、コールローンを含む。

8年度末の貸出金残高は5兆6,135億円(このほか農林漁業金融公庫受託貸付金残高1兆6,072億円、金融機関貸出5,137億円)となり、前年度に比べ278億円、0.5%増加した。

このため、年度末残高の貯貸率は、11.5%から11.9%へと増加した。

貸出の員内、員外別の状況をみると、員内は2.3%減、員外は43.1%減少した。員内を貸出先別にみると、農協向けが8.7%減少(前年度1.3%増)し、信農連の会員である農協の組合員(いわゆる孫会員)向けは2.4%減少(前年度2.1%減)、その他が4.7%増加(前年度6.7%増)となっている。

エ 余裕金

信農連の余裕金(現金を除く。)は、主として農林中金への預け金及び有価証券で運用されており、その8年度末残高は43兆4,009億円で、前年度末残高(40兆8,355億円)より2兆5,654億円、6.3%増加した。

その運用内訳をみると、預け金30兆4,862億円で余裕金の70.2%を占め、前年度に比べ1兆6,900億円、5.9%増であった。このうち系統への預け金は29兆5,471億円で余裕金全体の68.1%を占めており、前年度(68.8%)より減少した。また、8年度末における有価証券保有残高は11兆8,788億円と前年度に比べ5,868億円(5.2%)増となり、余裕金全体に占める割合は27.7%から27.4%とやや減少した。

(3) 農林中央金庫の動き

ア 預金

8年度末の預金残高は30兆9,091億円となり、前年度に比べ1兆1,334億円、3.5%減少した。この預金を預かり先別に見ると、所属団体の残高は28兆5,302億円で、165億円(0.1%)の減少となった。

また、非所属団体の残高は、2兆3,789億円で、1兆1,169億円(31.9%)の減少となり、前年度(1兆2,445億円、55.3%)の増加から減少に転じた。なお、預金残高総額に占める所属団体の業態別の割合は、農協系統が88.7%と太宗を占めており、水産系統3.6%、森林系統0.01%となった。

イ 農林債券

8年度末の農林債券の発行残高は8兆8,932億円となり、前年度に比べ3,055億円、3.3%減少した。これを利付債(5年)と割引債(1年)に分けてみると、利付債の発行残高は5兆8,887億円で262億円(0.44%)の減少、割引債の発行残高は3兆0,045億円で、2,792億円(8.5%)の減少となった。

ウ 貸出金

(7) 所属団体貸出

8年度末の所属団体貸出残高は1兆1,053億円となり、前年度に比べ398億円、3.5%減少した。これを団体別に見ると、農協系統は8,182億円で303億円(3.6%)の減少、水産系統が2,097億円で7億円(0.3%)の減少、森林系統が641億円で65億円(36.7%)の減少となった。

(イ) 非所属団体貸出(関連産業法人貸出等)

8年度末の非所属団体貸出残高(買入手形、コールローンを含む。)は21兆1,255億円となり、前年度に比べ1兆5,140億円、7.7%増加した。このうち、関連産業法人貸出残高は8兆0,226億円で、1,566億円(2.0%)の増加となり、前年度(248億円、0.3%)の減少から増加に転じた。また、関連産業法人貸出以外の非所属団体貸出は、施設法人貸出、農山漁村整備法人貸出、特別貸出法人貸出、金融機関貸出等があるが、これらの残高は13兆1,029億円で、1兆8,582億円(16.5%)の増加となり、前年度(1兆5,858億円、16.4%増加)に引き続き増加した。

エ 余裕金

余裕金は、有価証券や預け金等により運用されているが、このうち8年度末の有価証券保有残高は13兆5,509億円で、2兆5,229億円(15.7%)の減少となり、前年度(2兆6,005億円、19.3%)の増加から減少に転じた。

2 農林漁業金融公庫

(1) 貸付計画及び資金計画

8年度における農林漁業金融公庫の当初貸付計画額は、資金需要の実勢を勘案し、5,800億円(前年度当初計画6,000億円)とした。資金の種類別の内訳は表4のとおりである。

資金交付計画の総額は4,770億円で、この原資として出資金24億円、借入金3,640億円(うち資金運用部資金3,267億円、簡易保険資金233億円、農業経営基盤強化措置特別会計140億円)、農林漁業信用基金からの寄託金25億円及び自己資金1,081億円を充当することとした。また、農林漁業金融公庫の収支の均衡を図るため、

表4 農林漁業金融公庫資金貸付計画

(単位：百万円)

区 分	8 年度	7 年度	比較増△減
経営構造改善	230,700	226,100	4,600
基 盤 整 備	192,300	204,300	△12,000
一 般 施 設	99,000	104,100	△ 5,100
経営維持安定	53,000	55,500	△ 2,500
災 害	5,000	5,000	0
予 備	—	5,000	△ 5,000
合 計	580,000	600,000	△20,000

一般会計から補給金992億9,700万円の繰入れを予定した。

なお、8年度末時点の農林漁業金融公庫に対する政府出資金は、2,897億円となっている。

また、8年度末決算における資金運用利回りは4.40%（補給金繰入前）、資金原価は6.51%（うち借入金利5.47%、業務委託費、事務費等1.04%）であった。

(2) 制度改正

8年度における農林漁業金融公庫融資制度の主な改正点は、次のとおりである。

ア 乳業施設資金について、公庫法の一部改正を行い、貸付決定期限が平成13年3月31日まで延長されるとともに、償還期限が延長された。

イ 食品流通改善資金（食品生産販売提携事業施設、卸売市場機能高度化事業施設）について、貸付決定期限が平成13年3月31日まで延長された。

ウ 林業等振興資金融通暫定措置法の一部改正を行い、林業経営育成資金（林地取得）の償還期限の延長等が行われた。

エ 農林漁業構造改善事業推進資金（林業）について、貸付対象事業に経営基盤強化林業構造改善事業が追加されるとともに、貸付対象施設に林業労働者滞在工作施設及び農産漁村ふれあい体験宿泊施設が追加された。

オ 農林漁業施設資金（共同利用施設）について、林業労働者確保支援センターが行う林業機械の賃貸に係る施設に特利を設けた。

カ 漁業経営再建整備資金（設備）について、国際漁場での操業の効率化を図るための共同利用施設（漁船整備施設、燃油補給施設）等が追加された。

キ 沿岸漁業経営安定資金（資源管理型漁業経営安定資金）について、経営安定計画の都道府県知事の認定期限が平成13年3月31日まで延長された。

ク 水産加工資金について、高度な品質管理技術を導入した事業計画に基づく施設整備に対し特利を設けた。

(3) 貸付決定状況

8年度の貸付決定額は表5のとおり4,101億円で、前年度決定額より増額となった。一般施設関係資金、経営維持安定関係資金は増加したものの経営構造改善関係資金、基盤整備関係資金及び災害関係資金で減少した。

ア 経営構造改善関係資金

農林漁業構造改善事業推進資金は、前年度に比べ27億円減の39億円となった。農地等取得資金は、前年度に比べ3億円減の76億円となった。農業経営基盤強化

表5 農林漁業金融公庫資金貸付決定状況

(単位：百万円、%)

区 分	8年度(A)	7年度(B)	(A)/(B)
経営構造改善	121,179	124,131	97.6
構造改善推進	3,903	6,567	59.4
農地等取得	7,601	7,884	96.4
土地利用型	200	135	148.1
農業経営基盤強化	85,000	84,999	100.0
総合施設	30	91	33.0
林業経営育成	263	260	101.2
漁業経営再建整備	0	0	-
中山間地域活性化	22,022	21,674	101.6
振興山村・過疎	2,161	2,523	85.7
基盤整備	137,290	167,120	82.2
農業基盤整備	87,525	115,477	75.8
担い手育成農地集積	11,518	10,396	110.8
林業基盤整備	33,257	35,787	92.9
森林整備活性化	2,170	2,092	103.7
漁業基盤整備	2,821	3,367	83.8
一般施設	118,007	109,533	107.7
農林漁業施設	53,708	44,816	119.8
特定農産加工	25,795	15,418	167.3
漁船	8,445	12,035	70.2
水産加工	9,963	12,624	78.9
食品流通改善	17,082	19,856	86.0
塩業、新規用途、乳業	3,014	4,785	63.0
経営維持安定	33,389	3,858	865.4
自作農維持	5,154	3,171	162.5
林業経営安定	27,183	562	4,836.8
沿岸漁業経営安定	1,051	125	840.8
災害	256	3,200	8.0
計	410,122	407,841	100.6

(注)：貸付決定額は単位未満 四捨五入につき合計と内訳が突合しないことがある。

資金は、前年度と同じく850億円であった。中山間地域活性化資金は、前年度に比べ3億円増の220億円となった。これらの結果、経営構造改善関係資金全体としては前年度に比べ30億円（2.4%）減の1,212億円となった。

イ 基盤整備関係資金

農業基盤整備資金は、前年度に比べ280億円減の875億円となった。担い手育成農地集積資金は、前年度に比べ11億円増の115億円となった。林業基盤整備資金は、前年度に比べ25億円減の333億円となった。森林整備活性化資金は、前年度に比べ1億円増の22億円となった。漁業基盤整備資金は、前年度に比べ6億円減の28億円となった。これらの結果、基盤整備関係資金全体としては、298億円（17.8%）減の1,373億円となった。

ウ 一般施設関係資金

農林漁業施設資金は、前年度に比べ89億円増の537億円となった。特定農産加工資金は、前年度に比べ104億円増の258億円となった。漁船資金は、前年度に比べ36

表6 農業近代化資金種類別利子補給承認状況

資金種類	8 年度				7 年度			
	件 数 (件)	金 額 (百万円)	構成比 (%)	1 件当たり 金額 (千円)	件 数 (件)	金 額 (百万円)	構成比 (%)	1 件当たり 金額 (千円)
個 人 施 設								
建 構 築 物	8,041	36,272	22.0	4,511	8,091	34,682	19.5	4,287
農 機 具 等	29,688	51,087	31.0	1,721	34,966	57,840	32.6	1,654
果 樹 等	21	35	0.0	1,653	29	35	0.0	1,201
家 畜	577	1,212	0.7	2,101	847	2,097	1.2	2,476
小 土 地 改 良	370	582	0.4	1,574	427	602	0.3	1,410
特 認	1,116	10,151	6.2	9,096	1,239	10,027	5.6	8,092
セ ッ ト	455	3,585	2.2	7,879	411	2,407	1.4	5,858
計	40,268	102,925	62.4	2,556	46,010	107,690	60.7	2,341
共 同 利 用 施 設	3,211	61,893	37.6	19,275	3,653	69,852	39.3	19,122
					(6)	(1,326)	(100.0)	(220,933)
合 計	43,479	164,817	100.0	3,791	49,663	177,542	100.0	3,575

(注) 1 () 内は国枠中金融資分であって内数である。

2 「セット」とは、2種類以上の資金の一括貸付けをいう。

3 特認とは、新規就農円滑化資金、中核農家規模拡大等初度の経営資金、肥育素畜等の購入又は育成資金、花き・花木等の植栽育成資金、未利用資源活用施設資金、農村給排水施設資金、特定の農家住宅資金、観光農業施設資金及び内水面養殖施設資金等である。

4 単位未満四捨五入のため合計と一致しない場合がある。

億円減の84億円となった。水産加工資金は、前年度に比べ27億円減の100億円となった。食品流通改善資金は、前年度に比べ28億円減の171億円となった。これらの結果、一般施設関係資金全体としては85億円(7.7%)増の1,180億円となった。

エ 経営維持安定関係資金

自作農維持資金は、前年度に比べ20億円増の52億円となった。林業経営安定資金は、前年度に比べ266億円増の272億円、沿岸漁業経営安定資金は、前年度に比べ10億円増の11億円となった。これらの結果、経営維持安定関係資金全体としては295億円(765.4%)増の334億円となった。

オ 災害関係資金

災害関係資金については、全体として、前年度に比べ29億円(92%)減の3億円となった。

3 農業近代化資金

農業近代化資金制度は、昭和36年に創設されて以来、農業情勢の変化等に対応し、貸付対象範囲の拡大等その拡充措置を講じつつ、農業者等の資本装備の高度化農業経営の近代化等に必要な資金の円滑な供給に努めてきており、8年度においては、農業労働力確保施設資金、特用家畜購入資金の創設、地域農業総合整備資金の地域要件の改正等を行った。

(1) 融 資 状 況

8年度の融資枠は前年度と同額の4,000億円を設定

した。融資実績は1,648億円で、対前年度比92.8%と減少した。承認件数は43,479件で前年度より12,725件減少した。(表6)

ア 融資対象施設別融資状況

資金種類別実績をみると、個人施設は、1,029億円で前年度(1,077億円)に対し4.4%減少(48億円減)した。このうち建構築物造成資金が前年度に比べ16億円、4.6%増加、農機具等取得資金が前年度に比べ68億円、11.7%減少している。共同利用施設は、619億円で前年度(699億円)に比べ11.4%減少(80億円減)した。

イ 地域別融資状況

地域別の融資状況を見ると、東海(39億円増)、北陸(7億円増)の2地域で増加し、北海道(33億円減)、東北(54億円減)、関東(31億円減)、近畿(13億円減)、中国・四国(18億円減)、九州(11億円減)、沖縄(4百万円減)の7地域で減少した。

(2) 融 資 残 高

以上のような融資状況の下で、8年12月末の融資残高は8,672億円(うち国枠中金融資分203億円)となった。この内訳を融資機関別にみると、農協が5,638億円(65.0%)でその大半を占め、次いで信農連2,478億円(28.6%)、農林中央金庫331億円(3.8%)、銀行等226億円(2.6%)の順になっている。

(3) 農業近代化資金の予算及び決算

8年度における農業近代化資金関係の当初予算額は104億3,519万円であり、補正後の予算額92億9,164万円

表7 農業近代化資金関係の予算額及び決算額

(単位：千円)

区 分	8 年 度		7 年 度	
	予 算 額	決 算 額	予 算 額	決 算 額
農業近代化資金利子補給補助金	(10,318,180) 9,175,010	8,309,434	(11,440,371) 10,598,331	9,628,656
農業近代化資金利子補給金	(117,009) 116,629	70,965	(175,435) 137,071	112,324
計	(10,435,189) 9,291,639	8,380,399	(11,615,806) 10,735,402	9,740,980

(注) () 内は当初予算である。

表8 農業経営改善促進資金関係の予算及び決算

(単位：千円)

区 分	8 年 度	
	予 算 額	決 算 額
農 林 漁 業 信 用 基 金 出 資 金	(4,200,000) 4,200,000	4,200,000

(注) () 内は当初予算である。

に対し決算額は83億8,040万円となった。この内訳は都道府県の利子補給に対する補助額が補正後の予算額91億7,501万円に対し、決算額83億0,943万円、農林中央金庫の直接利子補給金が補正後の予算額1億1,663万円に対し、決算額7,097万円となっている(表7)。

4 農業経営改善促進資金

農業経営改善促進資金制度は、経営感覚に優れた効率的・安定的な経営体の育成に資するため、農業経営基盤強化法の農業経営改善計画等の認定を受けた農業者に対して、計画に即して規模拡大その他の経営展開を極度貸付方式で供給することを目的として、6年度に創設された。

本資金制度の仕組みは、農林漁業信用基金に造成される国の出資金及び民間金融機関からの借入金(国が利子補給)による全国低利預託基金並びに都道府県農業信用基金協会に造成される都道府県低利預託基金をベースとして、基金協会が農協等の融資機関に低利預託を行い、融資機関が四倍協調で低利な運転資金を融通する仕組みである。

(1) 融 資 状 況

8年度末の融資状況は、融資枠2,000億円に対して極度契約額106億円で、その融資残高は46億円となった。

(2) 農業経営改善促進資金関係の予算及び決算

8年度における農林漁業信用基金に対する出資金は、補正後の予算額42億円に対し決算額は42億円となった。(表8)

5 農業信用保証保険

(1) 農業信用基金協会の業務概況

農業信用基金協会の基本財産である基金の総額は、前年度末の1,711億円に対し74億円増加し、8年度末残高は1,785億円(農業近代化資金477億円、一般資金1,308億円)となった。その主たるものは、会員からの出資金で、基金総額の73%を占めている。また、この基金を担保とした8年度末の債務保証残高は4兆4,795億円(農業近代化資金5,490億円、一般資金3兆9,306億円)で、前年度末の4兆1,800億円に対し2,995億円の増加となった。農業近代化資金のうち新たに8年度の基金協会の債務保証に付された額は、当該年度の利子補給承認額の69.0%となった。

また、8年度中に基金協会が代位弁済を行った金額は166億5,525万円(うち農業近代化資金分9億9,202万円)で、前年度の138億2,829万円に比べ28億2,696万円増加した。

この結果、8年度末の求償権残高は722億7,271万円(うち農業近代化資金分65億9,959万円)となった。

(2) 農林漁業信用基金の業務概況(農業関係)

8年度末の保険価額残高は、保証保険3兆204億円、融資保険94億円で、各基金協会に貸し付けた融資資金の残高は、長期資金226億400万円となった。

また、8年度において基金協会等に支払った保険金の額は52億8,340万円で、前年度より8億9,809万円増加した。

この結果、8年度末の支払保険金残高は392億6,762万円となった。

(附) (社)全国農協保証センターの業務概況

(社)全国農協保証センターの基本財産である基金は、

表9 農業信用保証保険関係の予算額及び決算額

(単位：千円)

区 分	8 年 度		7 年 度	
	予 算 額	決 算 額	予 算 額	決 算 額
農業信用基金協会出資補助金	(253,000) 244,945	244,945	(164,000) 159,950	158,890
農林漁業信用基金出資金	(4,364,000) 4,364,000	4,364,000	(4,314,000) 9,314,000	9,314,000
計	(4,617,000) 4,608,945	4,608,945	(4,478,000) 9,473,950	9,472,893

(注) () 内は当初予算である。

表10 8年12月末融資残高

(単位：百万円)

区 分	農 業	開 拓	林 業	漁 業	計
経 営 資 金 3.0% 以内	18,158	103	2	709	18,972
5.5% "	5,780	85	1	71	5,937
6.5% "	1,144	—	3	5	1,153
事 業 資 金 6.5% "	—	—	—	—	—
計	25,082	188	7	785	26,062

(注) 四捨五入のため、内訳と計はかならずしも一致しない。

8年度末残高で49億4,097万円となった。また8年度の再保証引受額は4,182億円、年度末再保証残高は1兆4,477億円となった。

(3) 農業信用保証保険関係の予算及び決算

8年度における農業信用基金協会への都道府県の出資に対する補助金は、補正後の予算額決算額とも同額の2億4,495万円となった。また、農林漁業信用基金に対する出資金も補正後の予算額決算額とも同額の43億6,400万円となった(表9)。

6 天 災 資 金

天災融資制度は、27年の特別措置法に始まり、30年以降は「天災による被害農林漁業者等に対する資金の融通に関する暫定措置法」(昭和30年法律第136号。以下「天災融資法」という。)に基づき、天災により被害を受けた農林漁業者等の経営の安定を図るための資金を融通しており、これまでに総額5,963億円(うち特別措置法によるもの524億円)が融資されている。

(1) 8年発生主要災害の概要と措置

8年においては、日照不足・低温等を始めとする災害が各地で発生したが、天災融資法を適用した災害はなかった。

(2) 融 資 残 高

8年12月末現在における融資残高は、261億円であり、その資金別、貸付利率及び業態別内訳は、表10のとおりである。

(3) 既往融資に対する補助額

既往融資に対する国の利子補給補助額は、8年度7億6,471万円であり、制度が発足した27年度から8年度

までの累計は588億7,679万円となった。また、8年度においては、国からの損失補償補助金の交付はなされなかったが、制度発足以来8年度までの累計は8億7,198万円となった。さらに、損失補償後の回収金からの国庫納付額は、8年度は67万円であり、国庫納付の始まった32年度から8年度までの累計は2億4,207万円となった。

第2節 農林漁業関係の 税制改正

1 平成9年度税制改正

9年度の税制改正については税制調査会より8年12月18日に「平成9年度の税制改正に関する答申」が出され、政府はこれを受けて9年1月10日の閣議で「平成9年度税制改正の要綱」を決定した。これに基づき改正案が第138回国会に提出され、衆、参両院での審議を経て、租税特別措置法の一部を改正する法律、地方税法の一部を改正する法律等が3月31日に交付され、原則として4月1日から施行された。

そのうち、農林漁業関係の主な改正点は次のとおりである。

2 国 税 関 係

(1) 法 人 税 法

ア 特例措置の拡充

㏽ 保険金等で取得した固定資産等の圧縮額の損金算入制度の保険金等の範囲に漁業共済組合及び漁業共

済組合連合会が行う共済事業に係る共済金が追加された。

(2) 租税特別措置法

ア 特例措置の創設、拡充

(ア) バイオテクノロジー等の基盤技術開発研究用資産を取得した場合に取得価額の5%を増加試験研究費に加えて税額から控除する税額控除制度の適用対象設備に、生細胞反応を連続して測定することにより、遺伝子組換え農作物の導入遺伝子の発現状況の解析等に資するマイクロフィジオメーターが追加された。

(イ) 国等の研究機関との共同研究に要する試験研究費の6%を税額から控除する試験研究費の範囲に、法人等が自社内で行う研究に係る費用（大学等1に対し法人等3の比率を限度とする）が追加された。

(ウ) 脱特定物質対応型設備を取得した場合の特別償却制度の取得価額が200万円（改正前240万円）に引き下げられるとともに、対象設備の範囲が見直された。

(エ) 事業革新円滑化法に規定する一般製材業等を営む特定事業者が事業革新設備を取得した場合の25%の特別償却制度の適用対象設備に高度木造建築用部材加工機が追加された。

(オ) 漁業再建整備特別措置法に規定する中小漁業構造改善計画を実施する漁協等の構成員が有する漁船の5年間16%の割増償却制度の適用対象業種に、大型いか釣り漁業及びさけ、ます流し網漁業が追加された。

(カ) 山林を伐採、譲渡した収入金額から伐採等の経費を控除した残額に、概算経費率を乗じて山林所得の必要経費を算出する概算経費控除の特例措置の概算経費率が40%から45%に引き上げられた。

(キ) 住宅を取得した場合の住宅取得促進税制について、住宅借入金等の年末残高1,000万円以下の部分に適用される控除率（現行：当初2年間1.5%、残り4年間1%）が次のように改訂された。

- a 平成9年中に居住の用に供した場合
当初3年間 2% 残り3年間 1%
- b 平成10年中に居住の用に供した場合
当初2年間 2% 残り4年間 1%
- c 平成11年中に居住の用に供した場合
(現行と同じ)
- d 平成12年、13年中に居住の用に供した場合
全控除期間（6年間） 1%

(ク) 森林法に規定する森林施業計画により造林した植林費の損金算入の特例措置の損金算入率が25%から30%に引き上げられた。

(ケ) 地震等の保障のために全共連が行う建物更生共済に係る異常危険準備金制度について、各年度の新規

積立率が9%の定率にされるとともに、異常災害損失に対する取崩基準が75%から50%に引き下げられた。

(コ) 漁業再建整備特別措置法に規定する中小漁業構造改善計画により漁船を建造した場合の所有権の保存登記及び抵当権の設定登記の税率を軽減する特例措置の対象業種に、大型いか釣り漁業及びさけ、ます流し網漁業が追加された。

(カ) 漁業再建整備特別措置法に規定する中小漁業構造改善計画により合併で会社を設立した場合等の登記の税率を軽減する特例措置の対象業種に、大型いか釣り漁業及びさけ、ます流し網漁業が追加された。

(シ) その他

公益法人等の収支計算書の提出制度について、収支計算書の提出を要しない小規模な法人の範囲を年間収入金額8,000万円以下（現行5,000万円）の法人とされた。

(注) 上記の改正は、平成9年1月1日以後に開始する事業年度について適用される。

イ 特例措置の適用期限の延長

次に掲げる特例措置について、その適用期限が2年（オ）は1～2年、（コ）は5年）延長された。

(ア) 増加試験研究費の税額控除制度

- a 鉱工業技術研究組合法に規定する組合の賦課金
- b 特定農産加工業経営改善臨時措置法に規定する組合の賦課金
- c 事業革新円滑化法に規定する特定事業者の増加試験研究費

(イ) バイオテクノロジー等の基盤技術開発研究用資産を取得した場合の税額控除制度

(ウ) 国等の研究機関との共同研究に要する試験研究費の税額控除制度

(エ) 特定高性能農業機械を農業者が取得した場合の特別償却または税額控除との選択適用の特例措置

(オ) 公害防止用設備及び脱特定物質対応型設備を取得した場合の特別償却制度

(カ) 事業革新設備を取得した場合の特別償却制度

(キ) 農業経営改善計画等に係る農業用機械等の割増償却制度

(ク) 次に掲げる組合等に支出する費用又は負担金の特別償却及び同組合等が取得した試験研究用固定資産の圧縮記帳の特例措置

- a 鉱工業技術研究組合法に規定する鉱工業技術研究組合の費用
- b 中小企業近代化促進法に規定する商工組合等の負担金
- c 特定農産加工業経営改善臨時措置法に規定する

特定事業協同組合等の負担金

- (ケ) 森林計画特別控除制度
- (コ) 住宅を取得した場合の住宅取得促進税制
- (カ) 事業革新円滑化法に規定する水産、野菜、果実罐詰製造業、一般製材業等を営む特定事業者が事業用資産を買換え、交換した場合の譲渡所得の課税の繰り延べ等の特例措置
- (シ) 特定試験研究会社に対する出資金の税額控除制度
- (ス) 多極分散型国土形成促進法の重点整備地区において整備する中核的民間施設の特別償却制度
- (セ) 山村振興法に規定する認定法人が農林地の保全事業等のために機械等を取得した場合の特別償却制度
- (ソ) 特定農山村地域における農林業等の活性化のための基盤整備の促進に関する法律に規定する農林業等活性化基盤施設に係る特別償却制度
- (タ) 特定農産加工業経営改善臨時措置法に規定する特定農産加工業者の経営改善用設備等に係る特別償却制度
- (チ) 次に掲げる者の商業施設等の取得に係る特別償却制度
 - ア 中小小売商業振興法に規定する中小小売業者が共同取得する電子計算機等
 - イ 食品流通構造改善促進法に規定する事業協同組合等が食品販売業近代化事業等により取得する共同利用の食品保管施設等
 - ウ 植林費の損金算入の特例措置
 - エ 農用地利用集積準備金及び当該準備金を取り崩して農用地の取得等をした場合の圧縮記帳の特例措置
 - オ 特定農産加工業経営改善臨時措置法に規定する特定農産加工業者の設備廃棄により生ずる損失に係る欠損金の繰越控除期間を延長する特例措置
 - カ 農業振興地域の整備に関する法律に規定する農業委員会のあっせん等により農地等を取得した場合の所有権の移転登記の税率の軽減措置
 - キ 農業経営基盤強化促進法に規定する利用権設定等促進事業により農地等を取得した場合の所有権の移転登記の税率の軽減措置
 - ク 特定農山村地域における農林業等の活性化のための基盤整備の促進に関する法律に規定する農林地所有権移転等促進事業により農用地を取得した場合の所有権の移転登記の税率の軽減措置
 - ケ 農協等が農林漁業金融公庫から資金の貸付を受けて農業者等に転貸した場合の抵当権の設定登記の税率の軽減措置
 - コ 農業信用基金協会等が農業者等に対して債務保

証の債権担保のために行う抵当権の設定登記等の税率の軽減措置

(イ) 漁港法に規定する水産業協同組合が国又は地方公共団体に無償で譲渡する土地を取得した場合の所有権の保存登記の税率の軽減措置

(ロ) 国が農地解放により買収した農地等を旧自作農創設特別措置法等の規定により売り渡した場合の所有権の移転登記等の免税措置

ウ 特例措置の整理合理化等

次に掲げる特例措置について、その特例内容が縮減された上、適用期限が2年（ウを除く）延長された。

(ア) 次に掲げる事業基盤強化設備を取得した場合の特別償却又は税額控除との選択適用の特例措置について、取得価額が機械等280万円（改正前240万円）、器具等120万円（改正前100万円）に引き上げられるとともに、大企業の基準取得価額割合が50%（改正前75%）に引き下げられた。

ア 特定農産加工業経営改善臨時措置法に規定する特定農産加工業者が取得する設備

イ 飲食店業を営む法人等が取得する設備

(イ) 農業機械化促進法に規定する特定高性能農業機械を取得した場合の特別償却又は税額控除との選択適用の特例措置について、対象設備の取得価額が280万円（改正前240万円）に引き上げられた。

(ロ) 総合保養地域整備法に規定する特定余暇利用施設を構想承認後5年以内に取得した場合の13%等の特別償却制度の適用期限の延長期限が1年に短縮された。

(ハ) 農林漁業者、中小企業者等が機械等を取得した場合の特別償却制度について、取得価額が230万円（改正前220万円）に引き上げられた。

(ニ) 中小企業近代化促進法に規定する中小企業構造改善計画を実施する商工組合等の構成員が有する機械等の割増償却制度について、償却率が18%（改正前20%）に引き下げられた。

(ホ) 漁業再建整備特別措置法に規定する中小漁業構造改善計画を実施する漁協等の構成員が有する漁船の割増償却制度について、償却率が16%（改正前20%）に引き下げられた。

(ヘ) 技術等海外取引に係る所得の特別控除について、適用対象から関係会社（持株割合25%以上）との取引を除外するとともに、当期の所得に係る控除限度額を所得金額の25%（現行30%）に引き下げられた。

(コ) 計画造林準備金について、準備金の限度額が15万円（改正前19万円）に引き下げられるとともに、据置期間が2年間（改正前4年間）に短縮された。

(ケ) 農業協同組合等の留保所得の特別控除制度について、出資金額1億円超の組合については、設立後5年以内の事業年度に限り適用されることとされた。

(コ) 農地等を生前に一括贈与した場合の所有権の移転登記等の税率の軽減措置の軽減税率が1000分の12（改正前1000分の9）に引き上げられた。

エ その他

次の特例措置が廃止された（附則で2年延長）。

(ア) 農住組合が行う交換分合により土地を取得した場合の所有権の移転登記の税率の軽減措置

(イ) 入会林野整備等に係る土地等の現物出資による所有権の移転登記の税率の軽減措置

3 地 方 税 関 係

(1) 道府県民税及び市町村民税関係

ア 個人住民税の税率が次のように改められた。

(ア) 所得割の税率のうち、課税所得金額700万円超の部分に適用される道府県民税の税率を3%（改正前4%）、市町村民税の税率を12%（改正前11%）とする。

(イ) 土地等に係る課税事業所得等の金額に適用される道府県民税の税率を3%（改正前4%）、市町村民税の税率を9%（改正前8%）とする。

(ウ) 超短期所有土地等に係る課税事業所得等の金額に適用される道府県民税の税率を3%（改正前4%）、市町村民税の税率を12%（改正前11%）とする。

(エ) 課税超短期譲渡所得等の金額に適用される道府県民税の税率を3%（改正前4%）、市町村民税の税率を9%（改正前8%）とする。

イ 超短期所有土地の譲渡等に係る事業所得等の課税の特例の適用期限が5年延長された。

(2) 不動産取得税

ア 特例措置の創設、拡充

農地保有合理化法人が担い手農業者確保事業等により取得した土地に係る納税義務の免除期間を10年（本則；5年）とする特例措置に、規模縮小農家から土地を取得して担い手農業者に売渡す経営転換タイプ事業が追加された。

イ 特例措置の適用期限の延長

次の特例措置の適用期限が2年延長された。

(ア) 漁港法に規定する水産業協同組合が国又は地方公共団体に無償で譲渡する土地を取得した場合の非課税措置

(イ) 農業経営基盤強化促進法に規定する農用地利用集積計画により取得等する農用地区域内の土地に係る課税標準の特例措置

(ウ) 特定農山村地域における農林業等の活性化のた

めの基盤整備の促進に関する法律に規定する農林地所有権移転等促進事業により取得する農用地区域内の土地に係る課税標準の特例措置

(エ) 事業革新円滑化法に規定する特定事業者が新生産方式の導入等による営業の譲渡に伴い取得する不動産に係る税額の減額措置

ウ 特例措置の整理合理化等

次に掲げる特例措置について、その特例内容が縮減された上、適用期限が2年延長された。

(ア) 入会林野近代化法に規定する入会林野整備等により取得する土地に係る税額の減額措置について、適用対象となる入会林野等の面積用件が14ヘクタール（改正前12ヘクタール）以上に引き上げられた。

(イ) 農住組合が行う交換分合により取得する土地に係る税額の減額措置について、減額すべき額を交換分合により失った土地の価格の3分の1（改正前3分の2）に税率を乗じて得た額とされた。

(3) 固定資産税、都市計画税

ア 特例措置の創設、拡充

一般農地の固定資産税及び都市計画税の税額について、次の負担調整措置が講じられることとされた。

$$\text{負担水準} = \frac{\text{前年度課税標準額}}{\text{新評価額}} \times 100 (\%)$$

負担水準	負担調整率
90%～	1.025
80 ～90	1.05
70 ～80	1.075
～70	1.10

イ 特例措置の適用期限の延長

次の特例措置の適用期限が、2年延長された。

生物系特定産業技術研究推進機構が、機械等を取得した場合の課税標準の特例措置

ウ 特例措置の整理合理化等

次の特例措置について、その特例内容が縮減された上、2年（(2)は3年）延長された。

(ア) オゾン層非破壊物質対応型設備を取得した場合の課税標準について、5分の4（改正前4分の3）とされるとともに対象設備の範囲の見直しがされた。

(イ) 地域エネルギー利用設備に係る課税標準の特例措置の適用対象から太陽熱利用木材乾燥装置が除外されるとともに、取得価額要件が520万円（改正前480万円）に引き上げられた。

エ その他

(ア) 平成9年度の評価替えに伴い、負担基準の均衡化をより重視することを基本的な考え方として、平成9年度から平成11年度までの間の宅地に係る固定資産

税及び都市計画税の税負担について負担水準の高い土地についてはその税負担を抑制しつつ、負担水準の均衡化を図り、併せて著しい地下の下落にも対応した次の措置が講じられた。

a 商業地等の宅地

- (a) 商業地等の宅地のうち負担水準が80%を超えることとなる土地については、負担水準を80%とい場合の税率まで引き下げる。
- (b) 商業地等の宅地のうち負担水準が60%以上80%以下の土地については、その税額を据え置く。
- (c) 負担水準が60%未満の土地については、負担水準に応じてなだらかな負担調整措置を講じ、負担水準に応じて、次の表に掲げる負担調整率を毎年度、前年度の税額に乗じて得た額を限度とする。

負担水準	負担調整率
40%～60%	1.025
30 ～40	1.05
20 ～30	1.075
10 ～20	1.10
～10	1.15

$$\text{負担水準} = \frac{\text{前年度課税標準額}}{\text{新評価額}} \times 100 (\%)$$

(d) cで税負担が上昇することとなる土地であっても、次の2つの要件のいずれも満たすものについては、その税額を据え置く措置を講じる。

- ① その土地の負担水準が全国平均（45%）以上であること。
- ② その土地の平成8年度の評価額に対する新評価額の下落率が全国平均（マイナス25%）以上であること。

b 住宅用地

- (a) 住宅用地のうち負担水準が80%以上の土地については、その税額を据え置く。
- (b) 住宅用地のうち負担水準が80%未満の土地については、負担水準に応じてなだらかな負担調整措置を講じ、負担水準に応じて、次の表に掲げる負担調整率を毎年度、前年度の税額に乗じて得た額を限度とする。

負担水準	負担調整率
40%～60%	1.025
30 ～40	1.05
20 ～30	1.075
10 ～20	1.10
～10	1.15

$$\text{負担水準} = \frac{\text{前年度課税標準額}}{\text{新評価額} \times \text{住宅用地特例率 (1/6又は1/3)}} \times 100 (\%)$$

(c) (b)で税負担が上昇することとなる土地であっても、次の2つの要件のいずれも満たすものについては、その税額を据え置く措置を講じる。

- ① その土地の負担水準が全国平均以上（小規模住宅用地にあっては55%以上、一般住宅用地にあっては50%以上）であること。
- ② その土地の平成8年度の評価額に対する新評価額の下落率が全国平均（マイナス25%）以上であること。

(d) 三大都市圏の特定市の市街化調整区域農地については、一般住宅用地と同様の措置を講じる。

c 固定資産額の評価額は、地方税法上基準年度（平成9年度が該当）の価格を3年間据え置くこととされているが、平成10年度及び平成11年度においてさらに地価に関する諸指標から下落傾向が見られる場合には、簡単な方法により価格に修正を加えることができる特例措置を講じる。

d 上記a及びbの適用は、平成9年度、10年度及び11年度の各年度における各土地の状況によりそれぞれ判定することとする。この場合、上記cの適用を受ける土地にあっては、下落修正後の新しい評価額により判定することとする。

(4) 特別土地保有税

ア 特例措置の適用期限の延長

次の特例措置の適用期限が、2年延長された。

(ア) 多極分散型国土形成促進法に規定する振興拠点地域において整備される中核的民間施設の用に供する土地に係る非課税措置

(イ) 総合保養地域整備法に規定する重点整備地区において特定民間施設の用に供する土地の非課税措置

(ロ) 山村振興法に規定する認定法人が農林地の保全事業等のための建物等の用に供する土地の非課税措置

(ハ) 特定農山村地域における農林業等の活性化のための基盤整備の促進に関する法律に規定する特定農山村地域において整備される農林業等活性化基盤施設の用に供する土地に係る非課税措置

(5) 事業所税

ア 特例措置の適用期限の延長

次の特例措置の適用期限が、2年延長された。

多極分散型国土形成促進法に規定する中核的民間施設に係る非課税措置及び課税標準の軽減措置

イ 特例措置の整理合理化等

次の特例措置について、その特例内容が縮減された上、2年延長された。

総合保養地域整備法に規定する特定民間施設を新増設した場合の非課税措置及び資産割の課税標準の軽減

措置

ウ その他

次の措置が廃止された。

食品流通構造改善促進法に規定する第3セクターが食品商業集積施設整備事業により店舗等を新增設した場合の課税標準の特例措置

4 そ の 他

以下の法律の制定・延長・改正に伴い税制上の特例措置が創設・延長された。

(1) 平成8年度の新生産調整推進助成補助金についての所得税及び法人税の臨時特例に関する法律

平成8年度の新生産調整推進補助金（全国農業協同組合連合会に造成される水田飼料作物生産振興基金から交付されたもの及び地域調整推進事業補助金を含む。）に係る特例措置（個人…事業所得を一時所得扱い、法人…当該補助金で固定資産を取得した場合は圧縮記帳）を講ずる。

(2) 農林中央金庫と信用農業協同組合連合会との合併等に関する法律

同法の制定及び農業協同組合法の一部改正に伴い、平成9年4月1日から平成13年3月31日までの間の合併等（3）を除く）に係る特例として、次の措置を講ずる。

ア 農協組織整備に係る都道府県と全国連（又は農林中金）との合併によるみなし配当に対する源泉徴収義務を不適用とする。

イ 農協組織整備に係る都道府県連と全国連（又は農林中金）との合併において、みなし配当の100%（現行80%）を益金不算入とする措置を講ずる。

ウ 農協組織整備に係る都道府県連と全国連（又は農林中金）との合併等及び農協合併助成法に係る合併において、特定退職金共済制度と適格退職年金制度相互間の移行に伴って積立金を移管する場合の解約返戻金を非課税とする措置等を講ずる。

エ 農協組織整備に係る都道府県信連と農林中金との間の事業譲渡の場合の不動産の所有権の移転登記に対する税率を1000分の6（本則1000分の50）等に軽減する措置を講ずる。

(3) 農業協同組合法等の一部を改正する法律

同法の改正に伴い農業協同組合の合併に係る次の特例措置について、その期限が平成13年3月31日まで継続された。

ア みなし配当に対する源泉徴収義務の不適用

イ 清算所得に係る課税の特例

ウ 繰越欠損金の損金算入の特例

エ 土地の評価益に対する土地重課制度の不適用

オ 留保所得の特別控除の特例

カ 不動産の移転登記の特例

キ 地価税の課税価格に係る基礎控除の算定に係る特例措置

ク 農協合併推進法人へ負担金を支出した場合の損金算入措置

ケ 清算所得の課税の特例措置

(4) 森林組合法及び森林組合合併助成法の一部を改正する法律

森林組合合併助成法に係る以下の特例措置について、その期限が平成14年3月31日まで継続された。

ア みなし配当に対する源泉徴収義務の不適用

イ 清算所得に係る課税の特例

ウ 繰越欠損金の損金算入の特例

エ 留保所得の特別控除の特例

オ 土地の評価益に対する土地重課制度の不適用

カ 不動産の移転登記の特例

キ 地価税の課税価格に係る基礎控除の算定に係る特例措置

ク 清算所得の課税の特例措置

第3節 農業委員会等

1 農業委員会等に対する国庫補助

9年度は、①農業委員会の経費として農業委員会交付金142億1,712万円及び農業委員会費補助金8億836万5千円、②都道府県農業会議の経費として都道府県農業会議会議員手当等負担金5億4,835万2千円及び都道府県農業会議費補助金5億3,173万1千円、③全国農業会議所費補助金として1億2,810万8千円の総計163億7,710万3千円が計上された。

この内訳は、農業委員会については、農地法等によりその権限に属せられた事項の円滑な処理を期するための委員手当及び職員設置費等の経費のほか、農地法の規定に基づき実施する農地調整事務処理事業費及び農家に対する低コスト指標等を活用した経営分析の普及指導、自立経営農家に対する複式簿記記帳、経営改善指導の組織的推進等に要する経費並びに農業委員会の持つ農地・農家等の情報を効率的に管理・活用できる体制を整備するための農地基本台帳の電算化を推進するための経費である。

都道府県農業会議については、農地法によりその所掌に属せられた事項の処理に要する経費（会議員手当及び職員設置費）のほか、農業及び農業者に関する調

査・研究，自立経営農家の育成，農業委員会委員等の研修，農業委員会の行う事務等への協力等に要する経費であり，1農業会議当たり平均国庫補助は，2,298万円である。

また，全国農業会議所については，農林水産大臣の諮問に対する答申，農業及び農業者に関する調査・研究及び啓もう・宣伝，国際活動の推進並びに都道府県農業会議及び農業委員会が行う自立経営農家育成のための事業の指導等に要する経費である。

なお，農業委員会数は，10年3月1日現在3,235委員会である。

第4節 農業協同組合等

1 農業協同組合及び同連合会

(1) 農業協同組合の現状

農協系統組織については，金融の自由化や他業態との競争の激化，農業をめぐる大きな情勢の変化の中で，農家組合員の負託に応え，その役割を的確に果たしていくためにも，事業機能の一層の強化と経営の効率化・健全化を図ることが緊急の課題となっている。

特に，住専問題を契機に，我が国金融システム全体の再編の必要性とともに，信用事業を中心とした農協系統の在り方が厳しく問われたところである。

このような中で，農協系統組織においては，平成8年7月に，「JA改革の取り組み指針」を決定し，2000年に向けて，農協の広域合併構想の実現，組織二段に向けた県連と全国連の統合の推進，人員の削減，経営の効率化・合理化策，経営の健全化策等を推進していくこととしているところである。

また，政府においても，平成8年1月より農政審議会農協部会場で，農協系統信用事業を中心として今後の事業・組織のあり方について検討を行い，同年8月に「信用事業を中心とする農協系統の事業・組織の改革の方向」がとりまとめられた。これらを踏まえて，農協系統の改革の取組を制度面において支援すべく，これまで法制度上できないこととされていた農林中金と信連との合併及び信連から農林中金への事業譲渡の途を拓く「農林中央金庫と信用農業協同組合連合会との合併等に関する法律」及び経営管理委員会制度の導入等を含む業務執行体制の強化，最低出資金の導入等の自己資本・内部留保の充実，監査体制の強化等を内容とする「農業協同組合法等の一部を改正する法律」（いわゆる農協改革二法）を同年12月に国会に提出，いずれも成立，施行されている（一部を除く）。

現状を概観すると，10年3月31日現在における農業協同組合の数は単位農業協同組合が5,369（うち総合農協2,006），連合会が460（うち全国段階のもの22）で8年度中に単位農業協同組合が327（うち総合農協278），連合会が29それぞれ減少している。

9年度における総合農協の合併実績（8年度中に合併登記を完了）は63件であり，参加農協数は270農協であった。

7事業年度末現在における総合農協の正組合員の数は，543万人（団体を除く。）で前事業年度末に比較し2万2千人減少し，准組合員の数は352万人（団体を除く。）で前事業年度末に比較し8万3千人減少している。

(2) 農業協同組合の財務

7事業年度末現在における総合農協の財務状況は資金調達額（負債・資本の計）77兆4,352億円で，前年度比0.3%減少した。これら調達資金の90.5%は信用事業負債である。

資金の運用については，全体の92.0%である71兆2,542億円が信用事業資産（貯金，貸出金，有価証券等）であり，前年度比0.4%減少している。固定資産は前年度比2.5%増加し2兆6,410億円，外部出資は前年度比7.9%増加し1兆876億円である。

資本については，3兆8,834億円で，前年度比8.1%増加した。この結果，財務処理基準令に示す固定比率Ⅰ及びⅡはそれぞれ153.0%，159.4%となっている。

(3) 農協の各事業の概況

ア 信用事業

農協における9年度末の貯金残高（譲渡性貯金を含む。）は68兆4,388億円（1組合当たり351億5,091万円），貸出金残高は21兆4,345億円（同110億899万円），有価証券（金銭信託及び買入金銭債権を含む。）は4兆3,544億円（同22億3,645万円）となっており，前年度末比の増減率は，それぞれ1.1%，4.1%，▲1.5%となっている。

また，信農連における9年度末の貯金残高（譲渡性貯金を含む。）は46兆9,421億円（1信農連当たり9,988億円），貸出金残高（コールローンは除く）は6兆7,697億円（同1,440億円），系統預け金は27兆2,867億円（同5,806億円），有価証券（金銭信託及び買入金銭債権を含む。）は13兆1,699億円（同2,802億円）となっており，前年度末比の増減率は，それぞれ▲1.0%，10.5%，▲7.7%，5.5%，となっている。

イ 経済事業

8事業年度における総合農協の販売事業の取扱高は，5兆9,158億円となっており，そのうち主要なもの

は米 1 兆 7,905 億円 (30.3%)、畜産 1 兆 3,326 億円 (22.5%)、野菜 1 兆 3,162 億円 (34.4%)、果実 6,996 億円 (11.8%) である。

また、購買事業の取扱高は 5 兆 623 億円となっており、そのうち主要なものは飼料 4,880 億円 (9.6%)、肥料 3,914 億円 (7.7%)、農薬 3,205 億円 (6.3%)、農業機械 4,157 億円 (8.2%)、石油類 6,356 億円 (12.6%)、食料品 9,923 億円 (19.6%)、日用雑貨 1,879 億円 (3.7%)、家庭燃料 2,209 億円 (4.4%) である。

ウ 共済事業

9 年度の共済事業における長期共済保有契約高 (保障ベース) は、388 兆 5,846 億円 (前年度同期 383 兆 2,098 億円)、短期共済保有契約高 (掛金ベース) は、4,413 億円 (同 4,400 億円) となっており、それぞれ 1.4%、0.3% の伸びとなっている。

一方、共済金支払額は、長期・短期を含めた総額で、事故共済金 9,565 億円、満期共済金 12,036 億円、合計 2 兆 1,602 億円となった。

エ 医療事業

農協系統組織の医療事業は主として都道府県 (郡) 厚生農業協同組合連合会が医療施設を開設して行っており、9 年度末現在では 33 都道府県で 37 連合会が設置されている。

同連合会の開設している医療施設数は 114 病院、53 診療所であり、医療法上の公的医療機関の指定を受け農協の健康管理活動の補完を行うとともに、農村地域の医療機関として農家組合員及び地域住民に対し、医療の提供を行っている。

オ 営農指導事業

農協は、組合員の農業所得の向上を図るため、作目別の技術指導、農業経営の指導等を行う営農指導事業を実施している。

7 事業年度末における 1 組合平均の営農指導員数は 7.0 人である。また、営農指導員のうち耕種、野菜、畜産等の作目別指導に従事するものが多く、農家の経営指導に従事するものは全体の約 1 割となっている。

(4) 農業協同組合等の検査

ア 農協等の事業・経営の健全性の確保

農林水産省及び都道府県は、農協等 (農協及び同連合会、以下同じ。) の適切な事業運営を確保するとともに、不正・不当事件の未然防止を図るために、従来から農協に対する行政庁検査を実施している。本年度も最近における金融情勢の変化、農協の事業内容の多角化、複雑化等に対処し、検査対象農協の計画的な選定、一定の検査周期の確保、検査重点項目の設定、検査の事前準備の励行等検査の効率化等に努めたほか、事後

確認検査等を通じて検査指摘事項の早期是正等に努めた。さらに、都道府県検査担当職員等に対する教育研修を実施し、検査技術等の向上を図った。

検査官等の人員 (8 年度)

本省 15 人

地方農政局 34 人 (沖縄総合事務局 1 人を含む。)

都道府県 … 人

イ 農協等検査実績

7 年度における農協等に対する検査実績は、次のとおりである。

(ア) 農林水産省関係

	検査実施組合	延人数
全国区域の連合会等 (本省所管)	12	392

都道府県区域の連合会等 (地方農政局所管)	92	2,478
--------------------------	----	-------

(イ) 都道府県関係

常例検査	1,128	32,515
(総合農協)	1,105	32,237
(総合農協以外)	23	278
特別検査	157	3,662
(総合農協)	157	3,662
(総合農協以外)	—	—
その他の検査	3	67
(総合農協)	1	45
(総合農協以外)	2	22
合 計	1,288	36,244
全国区域の連合会等 (本省所管)	12	392

都道府県区域の連合会等 (地方農政局所管)	92	2,478
--------------------------	----	-------

(イ) 都道府県関係

常例検査	1,128	32,515
(総合農協)	1,105	32,237

2 農業協同組合中央会

(1) 農業協同組合中央会の事業

農業協同組合中央会は、農業協同組合及び同連合会の健全な発達を図るため①組合の組織、事業及び経営の指導、②組合の監査、③組合に関する紛争の調停、④組合に関する調査・研究等を総合的に実施している。

8 年度の財務規模 (一般会計予算) は、全国農協中央会にあっては 37 億 2,263 万円、都道府県中央会にあっては 564 億 4,554 万円となっている。

(2) 農業協同組合中央会に対する補助

農協中央会が実施する農業協同組合監査士による監